

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

専第 4 号

令和 7 年度胎内市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

専第 4 号

令和 7 年度胎内市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 7 年度胎内市の一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

上記は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

胎内市長 井畑明彦

第1表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金返還事業	19,324